

西原東中学校「かなまる部活動健全育成会」

<〇〇部保護者会>会則（案）

H30.7.11（水）現在

第1章 名 称

第1条 本会は、西原東中学校「かなまる部活動健全育成会」と称する。

第2章 目的

第1条 本会は、本校「部活動規則」に基づき、生徒同士が互いに協力し助け合い、豊かな人間性と技能を高め、学校教育目標を達成する場としての部活動をめざし、保護者及び関係者が連携・協働・参画し、生徒を健全育成することを目的とする。

第3章 会 員

第1条 会員は、西原東中学校「かなまる部活動健全育成会」に在籍する生徒の保護者及び関係者（学校職員、コーチ、指導者等）に限る。

第4章 活 動

第1条 本会は第2条の目的を円滑に達成するため、次の活動を行う。

- ① 部の運営方針に関すること
- ② 部活動の運営に関すること
- ③ 年間計画・予算に関すること
- ④ 会員の親睦に関すること
- ⑤ その他（健全育成に関すること等）

第5章 組 織

第1条

(1) 本会に次の役員を設ける。（西原東中学校〇〇〇部の保護者に限る）

- ①会長1名（保護者） ②副会長1名（保護者）※ ③書記1名（保護者）※
 - ④会計1名（保護者） ⑤監査1名（保護者） ⑥相談役（部活動顧問、コーチ）
- 上記※印は各部の対応に任せる。（役職は、兼ねてもよい）

(2) 役員は育成会の会員で構成し、会長は各部保護者会「会長会議」に出席するものとする。
(3) 役員会は、会長及び相談役が必要と認めた場合に招集する。

第6章 保護者会

第1条

- (1) 保護者会は、育成会の会員で構成する。
- (2) 保護者会は、会員の2分の1以上（委任状も含む）の出席で成立する。
- (3) 定期保護者会は、年（3）回開催し、代表が招集する。（例：4月、9月、1月）
- (4) 臨時保護者会は、会長及び相談役が必要と認めた場合に招集する。
- (5) 保護者会の議決は、出席者（委任状も含む）の過半数の賛同で決定する。
- (6) 保護者会は、役員の選任、決算の決定、予算の承認、その他必要事項について審議する。

第7章 運営費

第7条

- (1) 本会の運営費は、部活動費（ ）円×部員数とする。
- (2) 各部のその他の経費は、各部保護者会で審議し決定する。
- (3) PTA費からの補助金の支給は、中体連の地区大会・県大会の（登録料・参加費）とする。
- (4) 中体連の県大会の選手輸送のバス代は、PTA費から半額補助する。
- (5) 中体連の九州大会・全国大会の登録料・交通費・宿泊費は、町の補助金をあてる。
(応援等の部員の経費は、各部の運営費でまかう)

第8章 任期

第1条

- (1) 代表以下役員の任期は、1年とする。（9月1日～次年度の8月31日）
- (2) 代表、役員とも再任は妨げないものとする。但し、教職員は毎年4月1日～翌年3月31日までとする。

第9章 事故の補償

第1条

- (1) 会の活動中におきた傷害事故に限る。（スポーツ振興会が認めた事故に限る）
- (2) 補償については、スポーツ振興会からおりた金額とする。

第10章 その他

部活動内での生徒健全育成に関することについては、会長及び相談役が臨時保護者会を招集することとする。 第6章第1条（4）関連

附則

この会則は、平成30年9月1日より適用する。